

XML コンバータを用いた電子出願



日本国特許庁作成

2007年11月30日

1. XML コンバータを用いた電子出願に関する論点

付属書 I に記載されている共通要件に加え、XML コンバータを用いて電子出願を行うときは以下の要件が推奨される。

a. 特定のデリミタ（区切り文字）によるタグ付け

コンピュータによって認識できるようにするために、特定のデリミタ（例えば、墨付き括弧「【】」又は中括弧「{}」）を、共通出願様式で定義されていない見出しを含め、全ての見出しに付与されるべきである。

セクションタイトル、段落番号、付属書 I に定義された図 1、表 1 のような番号付けされた符号を含めた見出しが現れる行では、特定のデリミタによりタグ付けされた見出しは行頭から記載されなければならない。もし、他のデリミタが同じ行に記載された場合、その記載は見出しとはみなされない。

[注釈]

中括弧「{}」は、見出しだけでなく、例えば数式等、本文中での記載に使われる可能性がある。しかし、コンピュータは見出しと本文中の特定のデリミタが付与された箇所の違いを区別できない。

したがって、特定のデリミタは、本文中の見出しでない箇所に付与される場合、行頭にあってはならない。

上記の様に、セクションタイトルや見出しの記載をルール化することで、XML への変換アルゴリズムを簡単にすることができる。結果として、XML コンバータの変換処理を迅速で正確なものにすることができる。

b. 出願における先行技術の引用

特許文献や非特許文献の引用にあたって、引用文献番号を特定する見出しは、特許文献（「PTL」）か非特許文献（「NPL」）かを示す符号、空白、特許文献や非特許文献を指定するアラビア数字に特定のデリミタを付与したもの（例えば、{PTL 1}、{PTL 2}、{NPL 1}、{NPL 2}）で構成しなければならない。

引用文献に関する記載は、PCT の第 5 規則と WIPO 標準の ST.14 に従うものとする。

引用文献番号がタグ付けされる場合、本文中ではなく、独立した項に記載されなければならない（下記の例を参照。）。

例:

```
{0002}
... text ...
{PTL 1} US 6108071 A
{0003}
... text ... PTL 1 discloses ....
```

[注釈]

本文中にデリミタでタグ付けされた箇所があると、XML への変換アルゴリズムが複雑になりすぎてしまう。

c. セクションタイトルと順序

セクションタイトルは必須であり、特定のデリミタでタグ付けされなければならない。

下記のリストは明細書中で用いられるタイトルを示している。

以下、ボールド体、かつ、括弧なしで記載されたセクションタイトルは、明細書中に必ず記載しなければならない。

以下、ボールド体、かつ、括弧つきで記載されたセクションタイトルは、対応する情報が出願に存在する場合に、明細書中に記載しなければならない。

(読みやすくするために、この文書では各見出しがインデントされている。)

{Description}

{Title of Invention} or **{Title}**

{Technical Field} or **{Field}**

{Background Art} or **{Background}**

{Summary of Invention} or **{Summary}**

{Technical Problem}

{Solution to Problem}

{Advantageous Effects of Invention}

(**{Brief Description of Drawings}**)

{Description of Embodiments}

{Examples}

{Industrial Applicability}

{Reference Signs List}

{Reference to Deposited Biological Material}

(**{Sequence Listing Free Text}**)

{Citation List}

{Patent Literature}

{Non Patent Literature}

上記のセクションタイトルに加え、その他のセクションタイトルが以下に示されている。

{Claims}

{Abstract}

(**{Drawings}**)

(**{Sequence Listing}**)

さらに、以下の項目をタグ付けに使うこともできる：

“{Description}”に代えて“{Document name} Description”，

“{Claims}”に代えて“{Document name} Claims”，

“{Abstract}”に代えて“{Document name} Abstract”，

“{Drawings}”に代えて“{Document name} Drawings”，そして、

“{Sequence Listing}”に代えて“{Document name} Sequence Listing”

[注釈]

XMLコンバータは、どちらの場合でもこれらの項目を同じXMLタグ（例えば、<description>、<claims>、<abstract>...）に変換する。

コンバータで多くの文書を扱う場合、「{Document name}」という目印が、文書の区切り目（デリミタ）として機能する。これによっても、XMLへの変換アルゴリズムが非常に簡単

になる。

修正、確認を正しく行うために、XMLコンバータを用いた電子出願は、以下の要件を満たさなければならない：

－特定のデリミタを付与した各セクションタイトルは、明細書中に2回以上は記載されない。

「図面の簡単な説明」欄の各図面の簡単な説明は、特定のデリミタを付与した、図面を特定する見出し（例：{Fig. 1}, {Fig. 2}）で始めなければならない。

d. 段落の番号付け

各段落番号は、特定のデリミタでタグ付けされなければならない。

e. 図面

図面に番号付けをするにあたって、それらを特定する見出しは、特定のデリミタを用いてタグ付けされなければならない（例：{Fig. 1}, {Fig. 2}）

f. 式

式を番号付けするにあたって、それらを特定する見出しは、特定のデリミタを用いてタグ付けされなければならない（例：{Math. 1}, {Math. 2}, {Chem. 1}, {Chem. 2}）。

数式と化学式は、Annex Fの3.1.1.1部で規定されているように文字と記号を用いてXMLで記載され得る。代わりに、数式と化学式をAnnex Fの3.1.3部で規定されているようにイメージデータで記載してもよい。

g. 表

表を番号付けするにあたって、それらを特定する見出しは、特定のデリミタを用いてタグ付けされなければならない（例：{Table 1}, {Table 2}）。

表はAnnex Fの3.1.3部で規定されているようにイメージデータで記載してもよい。この場合、脚注はイメージデータの中に記載することが望ましい。

[注釈]

共通出願様式の基本原則の4とも一致しているが、テキストベースのXMLの文字で記載された表を含む出願を受け付けることは、三極特許庁の長期的目標である。

h. 特許請求の範囲

特許請求の範囲を番号付けするにあたって、それらを特定する見出しは、特定のデリミタを用いてタグ付けされなければならない（例：{Claim 1}, {Claim 2}）。

2. 推奨例（英語）

以下は、共通出願様式に適合し、この付属書で推奨されている電子出願の例である。

{Description}
{Title of Invention}
{Technical Field}
{0001}
{Background Art}
{0002}
{Summary of Invention}
{Technical Problem}
{0003}
{Solution to Problem}
{0004}
{Advantageous Effects of Invention}
{0005}
{Brief Description of Drawings}
{0006}
{Fig. 1}
{Fig. 2}
{Description of Embodiments}
{0007}
{Examples}
{0008}
{Example 1}
{0009}
{Example 2}
{0010}
{Industrial Applicability}
{0011}
{Reference Signs List}
{0012}
{Reference to Deposited Biological Material}
{0013}
{Sequence Listing Free Text}
{0014}
{Citation List}
{Patent Literature}
{0015}
{Non Patent Literature}
{0016}
{Claims}
{Claim 1}
{Claim 2}
{Abstract}
{Drawings}
{Fig. 1}
{Fig. 2}
{Sequence Listing}

3. 推奨例（日本語）

{Title} は、日本語では{Title of Invention}と同じ見出しに訳される（すなわち、【発明の名称】）。

{Field} は、日本語では{Technical Field}と同じ見出しに訳される（すなわち、【技術分野】）。

{Background} は、日本語では{Background Art}と同じ見出しに訳される（すなわち、【背景技術】）。

{Summary}日本語では{Summary of Invention}と同じ見出しに訳される（すなわち、【発明の概要】）

【書類名】 明細書
【発明の名称】
【技術分野】
【0001】
【背景技術】
【0002】
【発明の概要】
【発明が解決しようとする課題】
【0003】
【課題を解決するための手段】
【0004】
【発明の効果】
【0005】
【図面の簡単な説明】
【0006】
【図1】
【図2】
【発明を実施するための形態】
【0007】
【実施例】
【0008】
【実施例1】
【0009】
【実施例2】
【0010】
【産業上の利用可能性】
【0011】
【符号の説明】
【0012】
【受託番号】
【0013】
【配列表フリーテキスト】
【0014】
【先行技術文献】
【特許文献】
【0015】
【非特許文献】
【0016】
【書類名】 特許請求の範囲
【請求項1】
【請求項2】
【書類名】 要約書
【書類名】 図面
【図1】
【図2】
【書類名】 配列表